

## 第3章 調査票



## 久喜市男女共同参画に関する市民意識調査

～みなさまのご意見をお聞かせください～

平素は、市政に格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

久喜市では、性別に関わりなく一人ひとりの人権が尊重され、その個性と能力を発揮し、自分らしく生きることのできる「男女共同参画社会」の実現をめざして、平成30年3月に「第2次久喜市男女共同参画行動計画」を策定し、さまざまな施策を推進しています。

この度、現行計画が令和4年度で終了することから、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「第3次男女共同参画行動計画」の策定にあたり、市民のみなさまの貴重なお考えやご意見を伺い、計画づくりの基礎資料とさせていただくことを目的に、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施することといたしました。

お忙しいところ、大変恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

令和3年10月

久喜市長 梅田 修一

### ◆◆ ご回答にあたって ◆◆

- ◇ この調査は、令和3年9月1日現在の住民基本台帳から無作為に抽出した、18歳以上の市民2,000人を対象に実施いたします。この日以降、市外へ引っ越しをされた方や亡くなられた方に送付された場合は、ご容赦ください。
- ◇ 調査は無記名で行い、他の目的には使用しません。
- ◇ 調査結果はすべて統計的に処理いたしますので、個人が特定されることはありません。なお、返信用封筒に記載されているバーコードは、料金受取人払い用の受取人認識のためのものです。また、調査票と回答票に記載されているIDは、郵送とインターネットの重複回答を防ぐためのもので、いずれも個人を特定するものではありません。
- ◇ あて名にあるご本人がご回答ください。（他の方がご本人のお答えを聞いた上で、代筆等をしていただくことは可能です。）
- ◇ 別紙「用語解説」を読む前の認識でお答えください。

回答期限：10月22日（金）まで

回答方法：＜インターネットでの回答＞と＜郵送での回答＞をお選びいただけます。

＜インターネットでの回答＞

回答には、調査票1ページめに記載されている「ID」の入力が必要です。

詳しくは、裏面「インターネットでの回答方法」をご覧ください。

＜郵送での回答＞

回答票にご記入の上、同封の返信用封筒に回答票のみを入れて、切手を貼らずにご投函ください。

【問合せ先】久喜市役所 総務部 人権推進課 男女共同参画係  
電 話：0480-22-1111（内線2322・2325）  
Eメール：jinken@city.kuki.lg.jp

## (1) インターネット回答ページについて:

- ◇ 以下のいずれかの方法で回答ページにアクセスしてください。
  - ① 右のQRコードを読み取る。
  - ② 久喜市ホームページトップにある「募集」の一覧から、「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査」をクリック⇒「回答はこちら」をクリック。
  - ③ 回答ページの URL を直接入力。

QR コード



[https:// s-kantan.jp/city-kuki-saitama-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=26182](https://s-kantan.jp/city-kuki-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=26182)

## (2) 「ID」について:

- ◇ インターネットで回答する場合は、調査票の1ページめの右上に記載された「ID」の入力が必要です。
- ◇ 「ID」は、郵便回答との重複回答を防ぐためのもので、個人を特定するものではありません。
- ◇ 郵便のあて名にあるご本人がご回答ください。(他の方がご本人のお答えを聞いた上で、代理で操作していただくことは可能です。)

(調査票 1 ページ)

ID 99999999

男女共同参画に関する市民意識調査  
※回答は別紙「回答票」にご記入ください。

男女平等に関する意識についてお伺いします。

問1 あなたは、次の①～⑤において、男女の地位は平等になっていると思いますか。  
(各項目1つだけ選択)

さ れ て い る 方 が 優 遇	男 性	ど ち ら か が と い え ば	優 等 に な っ て い る	優 女 性 の 方 が と い え ば	ど ち ら か が と い え ば	女 性 の 方 が 優 越
---	--------	---	--------------------------------------	--	---	---------------------------------

## (3) 回答期限: 10月22日(金)23:59(10月23日午前0時)まで

※期限を過ぎますとご回答いただけない場合がございます。

## (4) 注意事項: ※必ずお読みください。

- ◇ インターネット接続料金、通信料金、パケット使用料金等、ご回答にかかる一切の費用は、ご自身のご負担となりますこと、予めご了承の上、ご回答をお願いいたします。
- ◇ 推奨する動作環境は、以下の通りです。

回答デバイス	OS	ブラウザ
パソコン	・Windows10 ・Windows8.1	・Internet Explorer 11 ・Microsoft Edge
スマートフォン、 タブレット端末	・iOS10 以降 ・Android8.0 以降	・Safari ・Google Chrome , Fire fox

## 【回答手順】

- (1) 上記(1)の手順で「令和3年度久喜市男女共同参画に関する市民意識調査」の回答ページを開く。
- (2) **利用者登録せずに申し込む方はこちら** をクリックする。
- (3) 利用規約に同意し、回答画面に移ったら、はじめに紙の調査票の1ページめ右上にある「回答用のID」を入力してください。  
※IDは、半角数字で入力をお願いいたします。  
入力後、**問1** へお進みください。
- (4) 設問ごとに選択できる数など異なります。画面の指示に従って、順番に回答してください。
- (5) 設問には、◎(ラジオボタン)や☑(チェックボックス)、またはプルダウンで選択肢をクリック(タッチ)してご回答ください。また、選択肢の中に「その他」があって内容の回答欄がある場合や、ご意見・ご要望を伺う場合、自由に回答を入力することができます。
- (6) 回答データの一時保存、再読み込みをする際は、画面下の注意事項をご確認ください。
- (7) すべての回答が終了しましたら、画面下の **確認へ進む** をクリックし、申込確認画面にてご自身の回答内容を確認してください。修正がある場合は **入力へ戻る** をクリックして修正してください。
- (8) 回答内容の確認が終了しましたら、**申し込む** をクリックしてください。
- (9) 申込完了「調査はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。」というメッセージがでます。メッセージが出ましたら、画面を閉じてください。  
※インターネット上で回答された方は、**回答票のご返送は不要**です。



ID

## 男女共同参画に関する市民意識調査

※回答は別紙「回答票」にご記入ください。

男女平等に関する意識についてお伺いします。

問1 あなたは、次の①～⑧において、男女の地位は平等になっていると思いますか。  
(各項目1つだけ選択)

	男性の方が優遇	男性の方がいい	平等になっている	女性の方が優遇	女性の方がいい
①家庭生活の中で	1	2	3	4	5
②職場の中で	1	2	3	4	5
③学校教育の場で	1	2	3	4	5
④地域活動・社会活動の場で	1	2	3	4	5
⑤政治や政策方針決定の場で	1	2	3	4	5
⑥法律や制度の上で	1	2	3	4	5
⑦社会通念・慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5
⑧社会全体の中で	1	2	3	4	5

問2 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。  
(1つだけ選択)

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| 1. 賛成         | 4. 反対               |
| 2. どちらかと言えば賛成 | 5. わからない(どちらとも言えない) |
| 3. どちらかと言えば反対 |                     |

問3 今後、男女が社会のあらゆる分野でさらに平等になるために、最も重要だと思うことは何ですか。  
(1つだけ選択)

- |   |
|---|
| 1. 法律や制度の面で、性別による差別につながるものを改める            |
| 2. 偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりを改める                |
| 3. 男女が互いの人権を尊重できる環境づくりを行う                 |
| 4. 女性自身が積極的に経済力をつけたり、知識、技術を習得する           |
| 5. 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスを充実させる           |
| 6. 行政や事業所などの役職に、一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実する   |
| 7. 女性議員の数を増やし、政治の分野でも一定の割合で女性を登用する制度を充実する |
| 8. その他(具体的に: _____)                       |
| 9. わからない                                  |

家庭生活や地域活動についてお伺いします。

問4 あなたのご家庭では、次の①～⑥のことについて、主にどなたが担当されていますか。  
(各項目1つだけ選択)

	男 性 と し て	女 性 と し て	分 担 し て	共 同 し て	い 該 所 当 し 他 な ・
① 家事（炊事・洗濯・掃除など）	1	2	3	4	
② 子育て（子どもの世話・教育など）	1	2	3	4	
③ 親や家族の介護	1	2	3	4	
④ 家計の管理	1	2	3	4	
⑤ 自治会などの地域活動やPTA活動	1	2	3	4	
⑥ 高額な商品や土地、家屋の購入の決定	1	2	3	4	

問5 あなたのご家庭では、次の①～⑥のことについて、主にどなたが行うことが望ましいと考えますか。  
(各項目1つだけ選択)

	男 性 と し て	女 性 と し て	分 担 し て	共 同 し て	そ の 他
① 家事（炊事・洗濯・掃除など）	1	2	3	4	
② 子育て（子どもの世話・教育など）	1	2	3	4	
③ 親や家族の介護	1	2	3	4	
④ 家計の管理	1	2	3	4	
⑤ 自治会などの地域活動やPTA活動	1	2	3	4	
⑥ 高額な商品や土地、家屋の購入の決定	1	2	3	4	

問6 仕事と生活のバランスについて、あなたの現状で優先しているものを「ア 現在の状況」から、優先したいと思うものを「イ 理想」から、それぞれ2つお答えください。（各項目2つまで選択）

ア 現在の状況

1. 仕事を優先した生活
2. 家庭生活を優先した生活
3. 地域活動・趣味・娯楽を優先した生活
4. その他（ ）
5. わからない

イ 理想

1. 仕事を優先した生活
2. 家庭生活を優先した生活
3. 地域活動・趣味・娯楽を優先した生活
4. その他（ ）
5. わからない

第3章 調査票

問7 あなたは、次のような地域で行う活動に参加したことがありますか。また、今後参加してみたい活動は何ですか。  
(各項目どちらか1つを選択)

	あこ参 ると加 がし た	し今 た後 い参 加
① 自治会・町内会	1	2
② PTAや子ども会	1	2
③ 環境保護やリサイクル活動	1	2
④ 国際交流・協力	1	2
⑤ 自主防災活動	1	2
⑥ 趣味・教養・スポーツ	1	2
⑦ 高齢者・子育て支援など福祉・ボランティア	1	2
⑧ その他 ( )	1	2

問8 あなたが、防災・災害復興対策で配慮して取り組む必要があると思うことは何ですか。

(あてはまる番号すべて選択)

1. 避難所に男女別のトイレや更衣室、授乳室等を設置すること
2. 被災者に対する相談窓口を設置すること
3. 避難所等における暴力を予防するため、巡回警備等を実施すること
4. 乳幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦、授乳中の方などのニーズを的確に把握し、適切に物資を支給するよう配慮すること
5. 避難所運営の責任者に男女がともに配置され、被災者対応に多様な視点が入ること
6. 防災計画・復興計画などを策定するにあたり、防災会議に男女がともに参画すること
7. 救援医療体制（診察、治療体制、妊産婦等をサポートする保健師・助産師の配置）を構築すること
8. 特にない
9. その他（具体的に： )
10. わからない

**男女の就業・仕事についてお伺いします。**  
(現在、働いていない方は、過去の経験やイメージでお答えください。)

問9 あなたは、女性が職業をもつことについて、どうお考えですか。

(1つだけ選択)

1. 仕事を持ち、結婚や出産に関わらず続ける方がよい
2. 子育ての時期は仕事を辞め、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい
3. 仕事を持ち、子どもができたなら家事や子育てに専念する方がよい
4. 仕事を持ち、結婚後は家事に専念する方がよい
5. 仕事は持たない方がよい
6. その他 ( )
7. わからない



第3章 調査票

問13 育児や家族介護を行うために、法律に基づき育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を活用して、男性が、育児・介護休業を取得することについて、あなたは  
どう思いますか。

(各項目1つだけ選択)

	取得しただ方がよい	積極的にした方がよい	どちらかといえ	どちらでもない	どちらでもない方が	わからない
①育児休業	1	2	3	4	5	
②介護休業	1	2	3	4	5	

問13-1 この制度に関連して、あなたの状況を教えてください。

(各項目1つだけ選択)

活用機会の有無	機会有る方						機会のない方	
	自身(連続)1ヶ月以上(	自身(連続)1ヶ月未満(	機会があり必要なと感じた	機会はあると感じた	自身が配偶者・パートナー	機会がなかった	機会がなかった	機会がなかった
取得の状況								
①育児休業	1	2	3	4	5	6	7	8
②介護休業	1	2	3	4	5	6	7	8

問14 あなたは、女性が結婚・出産後も働き続けるため、また、結婚や出産・介護などを機会に退職した女性が再就職するためには、どのようなことが重要だと思いますか。

(あてはまる番号すべて選択)

1. 家族の理解や家事・育児などへの参加
2. 保育施設や学童保育の充実
3. 福祉施設やホームヘルパーの充実
4. 労働時間の短縮、フレックスタイム制度の導入・充実
5. 企業経営者や職場の理解
6. 育児・介護休業などの休業制度の充実
7. 昇進・昇給などの職場での男女平等の確保
8. 技能習得のための職業訓練の充実
9. 就職情報や職業紹介などの相談機関の充実
10. 企業が再就職を希望する人を雇用する制度の充実
11. その他(具体的に: )
12. わからない

男女の社会参画についてお伺いします。

問15 あなたは、市の施策について、女性の意見や考え方がどの程度反映されていると思いますか。

(1つだけ選択)

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 1. 十分反映されている       | 4. あまり反映されていない  |
| 2. どちらかといえば反映されている | 5. ほとんど反映されていない |
| 3. どちらとも言えない       |                 |

問16 女性があまり進出していない分野に女性の進出を進めていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

(あてはまる番号すべて選択)

- |   |
|---|
| 1. 審議会や委員会などの行政の会議への女性の参画機会を拡大する                |
| 2. 企業などで女性職員の採用や管理職への登用などに目標を設け、女性の進出を促す計画を策定する |
| 3. 地域や団体の要職等の男女の割合を均等にする                        |
| 4. 要職等に男女が対等に参加している地域、団体等を表彰するなど優遇する            |
| 5. 女性の起業家に対し融資などの支援を行う                          |
| 6. その他(具体的に: )                                  |
| 7. 特に行う必要はない                                    |
| 8. わからない  |

問17 女性が特有の心身の変化を経験する中で活躍できるよう、生涯にわたり健康を支援するためには、どのようなことが重要だと思いますか。

(2つまで選択)

- |  |
|--|
| 1. 女性の性と健康に関する講座や学習会の開催                    |
| 2. 女性の性に関する相談の実施                           |
| 3. 子宮頸がん等、女性に多い病気に関する検診の充実                 |
| 4. 女性特有の症状や心身の悩みを持つ方を対象とした、女性医師による外来診療の充実  |
| 5. 妊娠・出産期における母子保健サービスの充実                   |
| 6. 不妊治療の保険適用                               |
| 7. 月経や妊娠をコントロールするための低用量ピルやアフターピル(緊急避妊薬)の普及 |
| 8. その他(具体的に: )                             |
| 9. 特にない                                    |
| 10. わからない                                  |



セクシュアル・ハラスメントについてお伺いします。

問20 あなたはこれまでに、職場・学校・地域で次のような不愉快な経験をしたことがありますか。

(あてはまる番号すべて選択)

	職場	学校	地域
①嫌がっているのにひわいな話をされた	1	2	3
②「女（男）のくせに」等と言われた	1	2	3
③身体をさわられた	1	2	3
④宴会でお酒やデュエットを強要された	1	2	3
⑤交際を強く迫られた	1	2	3
⑥性的行為を強要された	1	2	3
⑦性的なうわさ（性自認、性的指向含む）をたてられた	1	2	3
⑧結婚や交際についてしつこく聞かれた	1	2	3
⑨容姿について言われた	1	2	3
⑩帰宅途中に後をつけられたり、つきまとわれた	1	2	3
⑪性的な内容の手紙や電話、メール等を受けた	1	2	3
⑫性的な内容をSNS等に取り込まれた	1	2	3
⑬ヌード写真やひわいな雑誌を目につくところに置かれたり貼られたりした	1	2	3
⑭その他（ ）	1	2	3
⑮特にない	1	2	3

配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）についてお伺いします。

問21 次の①～⑫のような行為が配偶者（事実婚や別居中、離婚後も含む）や交際相手との間で行われた場合、あなたはそれをどのように感じますか。

(各項目1つだけ選択)

	るもど場そ暴と暴 と暴ん合う力 思力ながで うに場あな場 あ合るい合 たでと た	1	2	3
①骨折、打ち身、切り傷などのケガをさせる		1	2	3
②平手でなぐる、足でける		1	2	3
③刃物などを突きつけて、おどす、物をなげつける		1	2	3
④身体を傷つける可能性のある物でなぐる、突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする		1	2	3
⑤なぐるふりをして、おどす		1	2	3
⑥大声でどなる、「役立たず」「能なし」などと言う		1	2	3
⑦何を言っても長期間無視し続ける		1	2	3
⑧電話、SNS、メール、郵便物、交友関係を細かく監視したり制限したりする		1	2	3

第3章 調査票

	るもど合そ暴と と暴んがう力 思力なあで うに場るな あ合い たで場 た	と暴 は力 思に わあ ない た いる	
⑨持ち物や大切にしている物をこわす	1	2	3
⑩嫌がるのに、性的な行為を強要する	1	2	3
⑪見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
⑫必要な生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせて経済的に弱い立場に立たせる	1	2	3

これまでに配偶者や交際相手がいた方にお伺いします。それ以外の方は問23へお進みください。

問22 あなたはこれまでに、あなたの配偶者（事実婚や別居中、離婚後も含む）や交際相手から、次の①～⑫のような行為をされたことがありますか。

（各項目1つだけ選択）

	なま いっ た く	あ1 っ、 た2 度	あ何 っ度 たも
①骨折、打ち身、切り傷などのケガをさせる	1	2	3
②平手でなぐる、足でける	1	2	3
③刃物などを突きつけて、おどす、物をなげつける	1	2	3
④身体を傷つける可能性のある物でなぐる、突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする	1	2	3
⑤なぐるふりをして、おどす	1	2	3
⑥大声でどなる、「役立たず」「能なし」などと言う	1	2	3
⑦何を言っても長期間無視し続ける	1	2	3
⑧電話、SNS、メール、郵便物、交友関係を細かく監視したり制限したりする	1	2	3
⑨持ち物や大切にしている物をこわす	1	2	3
⑩嫌がるのに、性的な行為を強要する	1	2	3
⑪見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
⑫必要な生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせて経済的に弱い立場に立たせる	1	2	3

（問22で、1つでも「2. 1、2度あった」又は「3. 何度もあった」と回答した方にお伺いします。）

問22-1 あなたは、相手から受けた行為について、誰かに相談しましたか。 （1つだけ選択）

1. 相談した	2. 相談できなかった	3. 相談しようとは思わなかった
---------	-------------	------------------

### 第3章 調査票

(問22-1で、「1. 相談した」と回答した方にお伺いします。)

問22-2 あなたが、相談した人(場所)を教えてください。(あてはまる番号すべて選択)

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| 1. 家族・親せき | 7. 配偶者暴力相談支援センター |
| 2. 友人・知人  | 8. 民間の相談機関       |
| 3. 警察     | 9. 医師・カウンセラー     |
| 4. 人権擁護委員 | 10. 弁護士          |
| 5. 市役所    | 11. その他 ( )      |
| 6. 民生委員   |                  |

(問22-1で「2.相談できなかった」、「3.相談しようとは思わなかった」と回答した方にお伺いします。)

問22-3 あなたが、誰(どこ)にも相談できなかった理由はなぜですか。(あてはまる番号すべて選択)

- |   |
|---|
| 1. 誰(どこ)に相談してよいかわからなかったから                   |
| 2. 恥ずかしくてだれにも言えなかったから                       |
| 3. 世間体が悪いと思ったから                             |
| 4. 相談しても無駄だと思ったから                           |
| 5. 他人を巻き込みたくなかったから                          |
| 6. 自分に悪いところがあると思ったから                        |
| 7. 相談するほどではないと思ったから                         |
| 8. 思い出したくないから                               |
| 9. 自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていけると思ったから            |
| 10. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから |
| 11. 相談窓口の担当者の言動により、不快な思いをすと思ったから            |
| 12. その他 ( )                                 |

問23 あなたは、ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する防止には、どのようなことが必要だと思えますか。(あてはまる番号すべて選択)

- |  |
|--|
| 1. 被害者が相談できる窓口の充実・周知                   |
| 2. 小中学校・高等学校など教育機関において、DV防止のための知識を教える  |
| 3. 保護者が子どもに対して、暴力はいけないことを教える           |
| 4. DVを助長する恐れのある情報(インターネットやメディア等)を取り締まる |
| 5. 加害者への罰の強化                           |
| 6. 加害者へのカウンセリング等再発防止の支援体制を整える          |
| 7. 地域でDV防止のイベントや研修会を行う                 |
| 8. 暴力防止のための広報・啓発活動を積極的に行う              |
| 9. 特にない                                |
| 10. その他 ( )                            |
| 11. わからない                              |

久喜市の男女共同参画を推進するための言葉や  
取り組みについてお伺いします。

問24 あなたは、次の①～⑱の男女共同参画に関する言葉や、久喜市が取り組んでいる施策をご存知ですか。 (各項目1つだけ選択)

	い る	詳 し く 知 っ て	内 容 ま で	知 っ て い る	お お よ そ	こ と が あ る た	知 ら な い
①男女共同参画社会	1	2	3	4			
②ジェンダー平等	1	2	3	4			
③LGBTQ	1	2	3	4			
④ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	1	2	3	4			
⑤セクシュアル・ハラスメント （性的な言動によるいやがらせ）	1	2	3	4			
⑥ドメスティック・バイオレンス（DV） （配偶者等からの暴力）	1	2	3	4			
⑦デートDV（交際相手からの暴力）	1	2	3	4			
⑧クォータ制	1	2	3	4			
⑨男女雇用機会均等法 （雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の 確保等に関する法律）	1	2	3	4			
⑩育児・介護休業法 （育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の 福祉に関する法律）	1	2	3	4			
⑪男女共同参画社会基本法	1	2	3	4			
⑫女性活躍推進法 （女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）	1	2	3	4			
⑬候補者男女均等法 （政治分野における男女共同参画の推進に関する法律）	1	2	3	4			
⑭DV防止法 （配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に 関する法律）	1	2	3	4			
⑮久喜市男女共同参画を推進する条例	1	2	3	4			
⑯久喜市男女共同参画行動計画	1	2	3	4			
⑰久喜市男女共同参画情報紙「そよかぜ」	1	2	3	4			
⑱久喜市女（ひと）と男（ひと）の共生セミナー委託事業	1	2	3	4			
⑲久喜市男女共同参画人材リスト	1	2	3	4			

### 第3章 調査票

問25 久喜市では、令和3年10月1日より「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

あなたは、この制度をご存知ですか。

(1つだけ選択)

- |                           |                         |
|---------------------------|-------------------------|
| 1. 言葉を聞いているし、内容もよく知っている   | 3. 言葉は聞いているが、内容は知らない    |
| 2. 言葉を聞いているし、内容もある程度知っている | 4. 言葉を聞いたことがないし、内容も知らない |

問26 「男女共同参画社会」を実現していくために、今後、久喜市ではどのようなことに

力を入れたらよいと思いますか。

(あてはまる番号すべて選択)

- |  |
|--|
| 1. 男女の固定的な役割分担についての社会通念などを改めるよう啓発や講演会などを行う     |
| 2. 審議会の委員等、行政の会議や様々な分野の方針決定過程への女性の参画を拡大する      |
| 3. 職場における男女の待遇を均等にするよう、企業への働きかけを行う             |
| 4. 教育現場と連携し、学校でのジェンダー平等教育をすすめる                 |
| 5. 女性に対する暴力をなくすための取組や被害者への支援体制を充実する            |
| 6. 様々な悩みや生きづらさの解消のため、各種相談事業を充実する               |
| 7. 性の多様性について理解を深めるための学習会や啓発を行う                 |
| 8. 男女共同参画の視点に立った防災・減災対策を推進する                   |
| 9. 女性が社会的・経済的に自立できるよう、起業や就労に関する支援や情報提供を行う      |
| 10. 女性の少ない分野に一定の割合で女性を登用するよう啓発を行う              |
| 11. 女性も男性も対等に仕事と家庭の両立ができるよう、育児や介護サービス等の福祉を充実する |
| 12. 男女共同参画に関する活動を行う団体等への支援や、協働・連携の強化を図る        |
| 13. その他 ( )                                    |
| 14. わからない                                      |

あなたご自身についてお伺いします。

問27 あなたの性別をおたずねします。 (1つだけ選択)

1. 女性                      2. 男性                      3. その他 (または答えたくない)

問28 あなたは、ご自身の性別や性的指向について違和感をもったり悩んだりしたことはありますか。 (1つだけ選択)

1. 大いにある                      3. ほとんどない                      5. わからない  
2. 多少ある                      4. まったくない (一度もない)

問29 あなたの年齢はおいくつですか。 (令和3年9月1日現在の満年齢) (1つだけ選択)

1. 18～19歳                      4. 40～49歳                      6. 60～69歳  
2. 20～29歳                      5. 50～59歳                      7. 70歳以上  
3. 30～39歳

問30 あなたの職業をおたずねします。 (1つだけ選択)

1. 会社員・団体職員                      6. 公務員・教員  
2. 会社役員・団体役員                      7. 家事専業  
3. 自営業・自由業                      8. 学生  
4. パート・アルバイト                      9. 無職  
5. 派遣社員                      10. その他 (                      )

問31 あなたは、結婚されていますか。同棲や事実婚も含みます。 (1つだけ選択)

1. 結婚している ⇒ 問32へ                      3. 結婚していない ⇒ 問33へ  
2. 結婚していたが、離別・死別した ⇒ 問33へ

(問31で、「1.結婚している」と回答した方にお伺いします)

問32 あなたの配偶者の職業をおたずねします。 (1つだけ選択)

1. 会社員・団体職員                      6. 公務員・教員  
2. 会社役員・団体役員                      7. 家事専業  
3. 自営業・自由業                      8. 学生  
4. パート・アルバイト                      9. 無職  
5. 派遣社員                      10. その他 (                      )

### 第3章 調査票

問33 あなたにお子さんはいますか。同居していない場合も含みます。 (1つだけ選択)

1. いる ⇒ 問33-1へ	2. いない ⇒ 問34へ
----------------	---------------

(問33で、「1.いる」と回答した方にお伺いします)

問33-1 一番下のお子さんは、現在次のどれにあてはまりますか。 (1つだけ選択)

1. 乳幼児 (3歳未満の子ども)	4. 中学生
2. 未就学児 (3歳以上小学校入学前の子ども)	5. 高校生 (その年齢にあたる方を含む)
3. 小学生	6. 19歳以上の子ども

問34 あなたの世帯構成はどれにあてはまりますか。 (1つだけ選択)

1. ひとり暮らし (単身世帯)	4. 親+子ども+孫 (3世代の世帯)
2. 夫婦のみ	5. その他 ( )
3. 親+子ども (2世代の世帯)	

久喜市では、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を実施しています。

ご意見やご要望等を、回答票にご記入ください。

【記入は回答票にお願いいたします。】
--------------------

アンケートは以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。  
ご記入いただいた回答票は、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに  
令和3年10月22日(金)までに郵便ポストに投函してください。

# ◇ 用語解説 ◇

男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。
ジェンダー	生まれつきの性別ではなく、社会通念や慣習の中でつくりあげられた「男性像」「女性像」のこと。社会的性別。
LGBTQ	同性愛(レズビアン・ゲイ)、両性愛(バイセクシャル)、心と体の性の不一致(トランスジェンダー)、自分の性別をどう認識しているかの性自認や、どの性別が恋愛対象であるかの性的指向が明確でない人(クエスチョニング)のそれぞれのアルファベットの頭文字をとった言葉。LGBTQ以外にも、多様な性のあり方がある。
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	男女が人生の各段階に応じて多様な生き方を選択できる社会に向け、自分の価値観に応じた働き方を選択し、家庭・仕事・地域生活の調和の取れた生活を送ること。
ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者等(事実婚や別居中、離婚後も含む)から振るわれる暴力のこと。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがある。
デートDV	若年層(中学生、高校生や大学生など)や婚姻関係にない間柄において、交際相手から振るわれる暴力のこと。 例：身体・精神的暴力だけでなく、電話やメールをチェックしたり、友人関係を制限するなど
クォータ制	政治における男女共同参画を推進するための取組のひとつで、多様な民意を政治に反映させるため、国会や地方議会の選挙で候補者数や議席数の一定割合を女性に割り当てる制度。クォータは「割り当て」を意味する英語。
DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護を図ることを目的として制定された法律。 例：殴る・蹴る、威嚇する、物を叩いて怯えさせる、被害者を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、被害者に苦痛を与える行為。
男女雇用機会均等法 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)	事業主が募集、採用、配置、昇進、福利厚生、定年、退職、解雇にあたり、性別を理由とした差別を禁止することなどを定めた法律。その後の改正では、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント(妊娠や出産をめぐる嫌がらせ)、パワーハラスメント防止に関する規定等が制定されている。
育児・介護休業法 (育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)	育児や家族の介護を行う労働者が退職せずに済むよう、その雇用の継続を図るとともに、育児または家族の介護のために退職した労働者の再就職の促進を目的とする法律。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。
女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	女性が職場生活において、能力を発揮し活躍できる環境を整備するため制定された法律。平成28年4月1日より、労働者301人以上の企業には、女性の活躍に向けた行動計画の策定などが義務付けられた。
候補者男女均等法 (政治分野における男女共同参画の推進に関する法律)	衆議院、参議院および地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めた法律。 令和3年6月には、女性の政治参加を促すため、候補者の選考方法を改善することを努力義務とするほか、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントに対する防止策を政党や国・自治体に求める等の改正がされた。

# ◇ 用語解説 ◇

久喜市男女共同参画行動計画	「久喜市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定している計画。 (現行の計画の期間は平成30年度～令和4年度)
久喜市男女共同参画情報紙「そよかぜ」	市と公募の編集員が協働で企画・編集し、男女共同参画に関する情報紙を発行している。毎年、年1回全戸配布している。
久喜市女と男の共生 <small>ひと ひと</small> セミナー委託事業	地域で活動している市民団体に委託し、男女共同参画に関する講演会やワークショップ等の事業を実施している。
久喜市男女共同参画人材リスト	市の政策を決定する場への女性の参画と講演会の講師等の活動の機会の提供を図るため、人材リストを作成し、登録・活用を推進している。